

北見市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見募集要領

目的

北見市では、現行の「北見市一般廃棄物処理基本計画」が平成30年度で終了することから新たな基本計画の策定を進めてきたところです。このたび、北見市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、北見市一般廃棄物処理基本計画（案）を策定しましたので、まちづくり基本条例第27条第1項及び北見市パブリックコメント手続実施要綱の規定に基づき、より充実した行政指針とするため市民の皆さまからの意見を公募いたします。

意見募集対象

北見市一般廃棄物処理基本計画（案）

意見募集期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月21日（月）の32日間

北見市一般廃棄物処理基本計画（案）資料の閲覧場所及び意見記入用紙の入手方法

	閲覧場所・意見記入用紙配置場所	開庁時間	休日
1	北見市廃棄物処理場 管理棟（廃棄物対策課）	月曜日～金曜日 8:45～17:30	・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・年末年始 (12/29～1/3)
2	まちきた大通ビル庁舎5階（環境課）		
3	北2条仮庁舎（市民の声をきく課）		
4	端野総合支所（市民環境課）		
5	常呂総合支所（市民環境課）		
6	留辺蘂総合支所（市民環境課）		
7	温根湯温泉支所		
8	相内支所		
9	上常呂出張所		
10	東相内出張所		
11	仁頃出張所		
12	北見市ホームページ（ダウンロード）	http://www.city.kitami.lg.jp	

意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に所在する学校に在学する者
- ・上記に掲げる者のほか、本手続きに係る事案に利害関係を有する者

意見等の提出方法

別紙の意見書に、住所、氏名（法人・団体の場合は、名称及び代表者名）、電話番号、計画案に対する意見を記載のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。（電話や口頭では受けませんのでご了承ください）。

- (1) 持参する場合
【北見市一般廃棄物処理基本計画（案）の閲覧場所及び意見記入用紙の入手方法】の(1)～(11)の職員へ手渡し
- (2) 郵送する場合（締切日消印のものまで有効）
〒090-0005 北見市大和 298 番地 12
あて先 北見市廃棄物処理場 廃棄物対策課 計画係
- (3) ファクシミリの場合（締切日必着）
FAX 番号 0157-67-7677
あて先 北見市 市民環境部 廃棄物対策課 計画係
- (4) 電子メールの場合
電子メールアドレス haikitaishaku@city.kitami.lg.jp
あて先 北見市 市民環境部 廃棄物対策課 計画係
件名は「北見市一般廃棄物処理基本計画（案）意見募集」としてください。

意見の取り扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、北見市一般廃棄物処理基本計画策定の参考にさせていただきます。
- (2) 氏名、住所などの個人情報は、提出いただきましたご意見の内容確認などに使用するものであり、個人情報は「北見市個人情報の保護に関する条例」に基づき、適正に取扱いします。
- (3) 提出いただいた意見書は返却しません。また、ご意見に対する個別の回答はしません。ただし、提出いただいたご意見は、個人情報を除き市のホームページ等で公表します。なお、その際は、ご意見の趣旨を変えない範囲で簡略し、同じ趣旨のご意見があった場合は、適宜まとめて公表します。
- (4) ご意見に対する市の考え方は、上記（3）のご意見とあわせて公表します。

その他の留意事項

- (1) 提出されるご意見の言語は、日本語に限定します。
- (2) 電話や口頭での受付や匿名での受付はしません。
- (3) 北見市一般廃棄物処理基本計画（案）以外のご意見は受付しません。
- (4) 磁気ディスク（CD-R や USB メモリー）での提出はご遠慮ください。

お問い合わせ（但し、電話はお問合せのみとさせていただきます）

北見市 市民環境部 廃棄物対策課 計画係

〒090 - 0005 北海道北見市大和 298 番地 12 北見市廃棄物処理場

電話番号 0157-67-7676 FAX 番号 0157-67-7677

電子メールアドレス haikitaishaku@city.kitami.lg.jp